

新型コロナウイルス対策のための期間限定の措置です！

自立支援医療費受給者証（精神通院医療）をお持ちの方へ 精神障害者保健福祉手帳と同時継続の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の対策として、自立支援医療受給者証（精神通院医療）の有効期間の終了日が1年延長されることを別紙にてお知らせしています。

精神障害者保健福祉手帳（以下、「精神手帳」という。）の更新申請については、更新の申請書の提出が必要です。医師の診断書の取得が困難な場合、診断書の提出が1年間猶予されます。

※「猶予」は「免除」ではありません。1年内に診断書の提出が必要です。

※精神手帳の詳しい更新取扱いについては別途周知します。

★精神手帳と自立支援医療（精神通院医療）の同時継続申請をされている方は、以下の点にご注意ください。

○精神手帳の更新申請で、診断書を添えて従来通り申請される方は、自立支援医療（精神通院）も自動継続とせず、従来通り手帳用診断書の写しをつけてできる限り申請してください。

※これまで精神手帳と自立支援医療（精神通院）の診断書提出のタイミングを合わせていた方（同時申請の方）は、引き続きタイミングを合わせることができます

○精神手帳の診断書を猶予された方は、自立支援医療（精神通院）の次回継続時に、猶予された手帳用診断書の写しを添付して申請してください。
別紙を参考にして診断書提出の時期にご留意ください。

※自立支援医療（精神通院）の次回継続時に手帳用診断書の写しの添付がないと、自立支援医療用の診断書の添付が必要となり、受給者様のご負担が増えることになります。

○精神手帳と自立支援医療（精神通院）の同時継続申請をされる方は、精神手帳の更新時に提出する手帳用診断書の写しを自立支援医療（精神通院）の同時継続時に必ず添付するようにしてください。